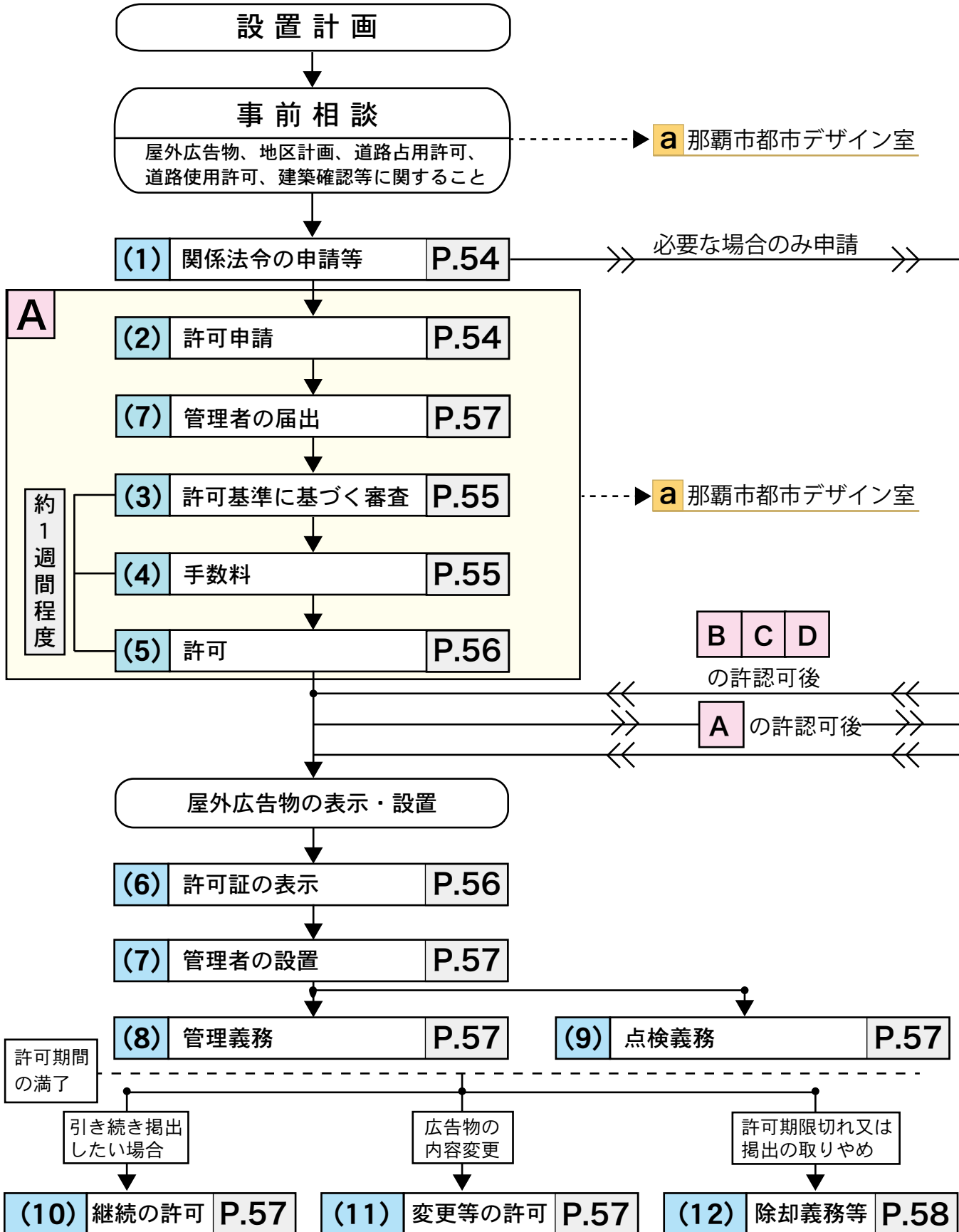


# 手続き編

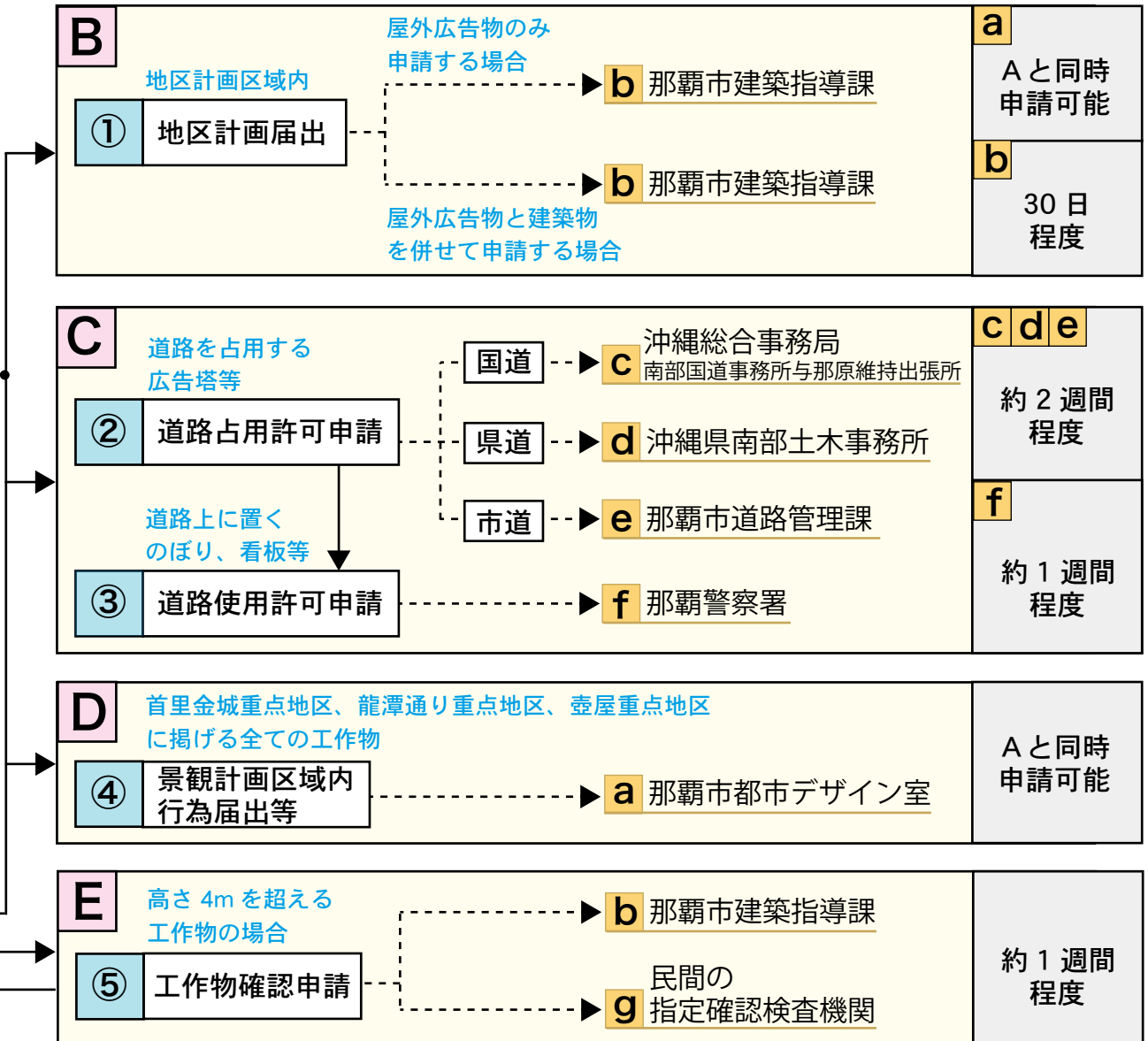
# 1. 屋外広告物の手続きについて

## 屋外広告物の手続きフロー図

屋外広告物を表示する際には、下図のフロー図に沿って、手続きを行ってください。



屋外広告物の設置場所や形状によっては、下記の関係法令の申請等が必要な場合があります。また、A, B, C, Dは並行して同時に審査が可能です。Eについては、A(屋外広告物)の許可を得た後に申請を行ってください。



**a** 那覇市 都市計画課 都市デザイン室  
所在地：那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 9 階  
連絡先：098-951-3246

**b** 那覇市 建築指導課  
所在地：那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 9 階  
連絡先：098-951-3244

**c** 沖縄総合事務局 南部国道事務所 与那原維持出張所  
所在地：与那原町字上与那原 346-1  
連絡先：098-943-6201  
※沖縄総合事務局 HP で電子申請システムの利用も可能

**d** 沖縄県 南部土木事務所 維持管理班  
所在地：那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎 7、8 階  
連絡先：098-867-2941

事前相談連絡先

**e** 那覇市 道路管理課  
所在地：那覇市泉崎 1-1-1 本庁舎 7 階  
連絡先：098-951-3237

**f** 那覇警察署 交通課  
所在地：那覇市与儀 1-2-9  
連絡先：098-836-0110  
※場所によっては与那原署、豊見城署に申請

**g** 民間の指定確認検査機関  
① 沖縄建築確認検査センター(株)  
所在地：那覇市樋川 1-11-3  
連絡先：098-835-4700  
② (財) 沖縄県建設技術センター  
所在地：宜野湾市普天間 1-2-16  
連絡先：098-893-5611

## (1) 関係法令の申請等

屋外広告物は、屋外広告物法及び条例のみではなく、道路法、建築基準法等の規制対象となる場合があります。屋外広告物の大きさ、設置場所等によっては、屋外広告物条例に基づく許可申請のほか、別途これらの関連法令（道路法、建築基準法等）に基づく手続きが必要となる場合がありますので確認しましょう。



	法令名	内容等
①	都市計画法	『地区計画の区域内における行為の届出』 地区計画区域内に掲げる屋外広告物。ただし、表示面積 1 m <sup>2</sup> 以下かつ、高さ 3m 以下のものを除く。
②	道路法	『道路占用許可申請』 広告塔その他これらに類するもの、看板、旗ざお、幕、アーチ ※道路の上空に突き出す場合にも許可が必要
③	道路交通法	『道路使用許可申請』 広告版、アーチその他これらに類するもの
④	景観法	『景観計画区域内行為届出等』 ・首里金城重点地区、龍潭通り重点地区、壺屋重点地区に掲げる全ての工作物
⑤	建築基準法	『工作物確認申請』 ・高さが 4m を超える広告塔、広告板等

## (2) 許可申請【条例第 11 条】

広告物等の表示を行うことが除外される場合を除き、広告物等の表示を行う場合は、屋外広告物許可申請書など必要書類を正副 2 通提出し、許可を受けなければなりません。

### 必要書類

①	屋外広告物許可申請書（第 1 号様式） ※様式是那覇市都市計画課 HP よりダウンロード可能
②	広告物等の表示を行う場所の現況を示す見取り図、カラー写真
③	色彩及び意匠を示す図面
④	仕様書及び設計書（はり紙、はり札等の場合を除く）
⑤	他人が所有又は管理する土地や建築物等に広告物等の表示等を行う場合は、その土地や建築物等の使用の承諾を証する書類の写し
⑥	既存広告物がある場合は、これらの表示面積、種類及び個数を明らかにする書類並びに現況を示すカラー写真
⑦	その他市長が必要と認める書類


### (3) 許可基準に基づく審査【条例第 17 条】

条例にて、広告物等の表示等に関する許可基準等が定められています。この許可基準等に基づく審査を行い、許可基準等に適合していれば許可を受けて広告物等の表示等を行うことができます。

\*許可基準等の詳細については、本ガイドラインの基準編（P.10～）をご参照ください。

### (4) 手数料【条例第 54 条第 1 項】

屋外広告物の許可を受ける者は、広告種別ごとに以下の手数料一覧表のとおり納付しなければなりません。

 手数料一覧表

種類	区分	単位	金額
はり紙		1 枚	5 円
広告幕		1 枚	540 円
広告旗		1 本	210 円
立看板		1 個	210 円
気球広告		1 個	1,240 円
広告板（はり札及びアーチを含む。） 広告塔、その他の広告物等	0.5 m <sup>2</sup> 未満	1 枚、	140 円
	0.5 m <sup>2</sup> 以上 1.0 m <sup>2</sup> 未満	1 個又は	240 円
	1.0 m <sup>2</sup> 以上 2.0 m <sup>2</sup> 未満	1 基	460 円
	2.0 m <sup>2</sup> 以上 5.0 m <sup>2</sup> 未満		830 円
	5.0 m <sup>2</sup> 以上 10.0 m <sup>2</sup> 未満		1,560 円
	10.0 m <sup>2</sup> 以上 20.0 m <sup>2</sup> 未満		3,000 円
	20.0 m <sup>2</sup> 以上 30.0 m <sup>2</sup> 未満		5,290 円
	30.0 m <sup>2</sup> 以上 40.0 m <sup>2</sup> 未満		7,580 円
	40.0 m <sup>2</sup> 以上 50.0 m <sup>2</sup> 未満		10,820 円
	50.0 m <sup>2</sup> 以上		50.0 m <sup>2</sup> を 10,820 円とし、50.0 m <sup>2</sup> を 1.0 m <sup>2</sup> 増すごとに 330 円を加算した額
電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱を利用する広告		1 枚又は 1 基	240 円

広告板（はり札及びアーチを含む。）、広告塔及びその他の広告物等で、照明を伴うものについては、この表の金額の欄に定める額に 10 割を加算した額とする。

## (5) 許可【条例第 11 条、第 18 条】

審査を行なったあと、基準等に適合している屋外広告物には、広告物の表示等の許可をします。また、許可を受けた広告物等の表示期間は下表のとおりです。

### 許可の期間

種類	期間
はり紙、はり札等、広告旗、つり下げ広告又は気球広告	1 月以内
立看板及び広告幕	1 年以内
屋上広告、壁面広告、野立広告など上記以外の広告物	3 年以内

### 許可の取消し【条例第 24 条】

許可を受けた広告物等であっても、次の項目に該当する場合は、その許可を取り消される場合があります。

①	許可の際に付した条件に違反したとき。
②	許可を受けていないで変更等の表示等を行ったとき。
③	表示等の停止、除却等の措置命令に違反したとき。
④	虚偽の申請や不正により許可を受けたとき。

## (6) 許可証の表示【条例第 21 条】

許可を受けた広告物には、許可時に配付された許可証を貼付しなければなりません。



## (7) 管理者の設置・届出【条例第 34 条、第 35 条】

許可を受けた広告物等の表示等を行う場合は、管理者(\*)を置く必要があります。ただし、以下の広告物は、管理者を置く必要はありません。

### ■ 管理者を置く必要がない広告物

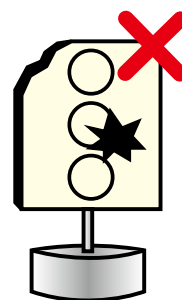
・ はり紙、はり札等	・ 立看板	・ 広告幕
・ 広告旗	・ つり下げ広告	・ 気球広告

また、管理者を置いたとき、管理者を変更したときなどは、遅滞なく届出を行う必要があります。

\* 広告板、広告塔、アーチ広告など高さが 4 メートルを超えるものは、有資格管理者の設置が必要となります。有資格管理者の詳細については、都市計画課の HP でご確認ください。

## (8) 管理義務【条例第 22 条】

広告物の表示等を行い、又は管理する者は、広告物等の補修やその他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければなりません。



## (9) 点検義務【条例第 22 条の 2】

広告物等の所有者又は占有者は、次項の規定による場合を除くほか、その所有し、又は占有する広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について点検をしなければなりません。また、広告物等の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する広告物等（一部の広告物等を除く。）については、規定する資格を有する者に前記の点検をさせなければなりません。

## (10) 継続の許可【条例第 19 条】

許可の期間満了後に更に継続して広告物等の表示を行う場合は、屋外広告物継続許可申請書など必要書類を正副 2 通提出し、許可を受けなければなりません。

### ■ 必要書類

①	屋外広告物継続許可申請書（第 11 号様式） ※様式是那覇市都市計画課 HP よりダウンロード可能
②	屋外広告物安全点検報告書（第 12 号様式） ※様式是那覇市都市計画課 HP よりダウンロード可能
③	広告物等の表示等を行う場所の現況を示すカラー写真
④	点検資格者の資格を証する書類の写し
⑤	その他市長が必要と認める書類

## (11) 変更等の許可【条例第 20 条】

許可を受けたものは、許可を受けた広告物等の変更又は改造しようとするときは、屋外広告物変更許可申請書など必要書類を正副 2 通提出し許可を受けなければなりません。

### ■ 必要書類

①	屋外広告物変更等許可申請書（第 13 号様式） ※様式是那覇市都市計画課 HP よりダウンロード可能
②	変更又は改造の内容を明らかにした書類

## (12) 除却義務等【条例第 23 条】

広告物の表示等を行う者は、次のいずれかに該当する場合、10 日以内に広告物を除却しなければなりません。

①	許可の期間が満了したとき
②	経過措置の期間が経過したとき
③	許可が取り消されたとき
④	広告物等の表示が必要でなくなったとき

許可を受けた広告物等を除却した場合は、遅滞なく届出を行う必要があります。

## 2. 屋外広告業登録制度

### (1) 屋外広告業登録制度【条例第 36 条】

那覇市で屋外広告業を営むためには、市長の登録を受けなければなりません。但し、既に沖縄県で登録を受けている屋外広告業を営む者については、本市に届出を行うことで登録しているとみなされる特例規定を設けております。

#### 「屋外広告業」とは

屋外広告物の広告主から表示又は設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを「業」として行うことをいい、元請も下請も共に屋外広告業の登録が必要です。また、屋外広告物の表示又は設置に関する工事を「業」として請け負わないような広告代理店業等は屋外広告業には該当しません。

#### 屋外広告業登録の概要

登録	申請書の提出があった場合は、拒否する場合を除き、屋外広告業者登録簿に登録し、登録申請者に通知します。
登録の手数料	10,000 円 ※沖縄県に登録している場合は不要
有効期間	5 年
業務主任者の設置	屋外広告業者は、営業所ごとに、広告物等の表示等に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示等に係る安全の確保に関する業務を行う業務主任者を置かなければなりません。 業務主任者は次のいずれかに該当することが必要です。 ア 国土交通大臣の登録を受けた試験機関が行う試験に合格した者 イ 屋外広告物講習会の修了者（他の都道府県等の講習会も含む） ウ 職業能力開発促進法に基づき、広告美術仕上げに関し、職業訓練指導員の免許を受け、技能検定に合格し、職業訓練を修了した者 エ 市長がア～ウと同等以上の知識を有すると認定した者

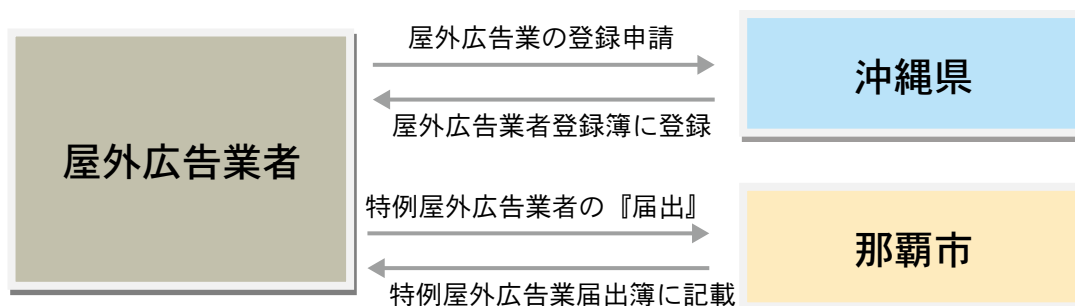


## (2) 沖縄県知事の登録を受けた者に関する特例【条例第 50 条】

中核市移行後（平成 25 年 4 月 1 日以降）、那覇市で屋外広告業を営む場合、すでに沖縄県で登録を受けている屋外広告業を営む者については、本市に『届出』を行うことで登録しているとみなされる特例規定（特例屋外広告業者）を設けています。また、特例屋外広告業者には、以下のような規定も設けています。

①	沖縄県への登録事項に変更があった場合は、本市に特例屋外広告業者の変更の届出を行うものとする。
②	本市の特例屋外広告業者であることを示す標識を営業所の見やすい場所に掲げるものとする。

なお、「那覇市で屋外広告を営む」とは、営業所の所在地に関わらず、那覇市内で屋外広告物の設置等を行うことを指します。



沖縄県に登録している広告業者は、那覇市には届出のみでOK！登録手数料も必要ありません！

\*本市では、屋外広告物条例の施行日の前日（平成 25 年 3 月 31 日）において、現に県条例の規定による屋外広告業の登録業者については、平成 26 年 3 月 31 日まで本市へ特例屋外広告業者の届出をしないで、引き続き、本市の区域内で屋外広告業を営むことができることとしております。

---

## 3. 市・広告主等の責務

良好な景観を形成するため、市、市民及び事業者、広告主及び屋外広告業を営む者に対する責務を明確化しています。

### ■ 市の責務（条例第4条）

市は、市民、事業者、広告主及び屋外広告業を営む者に対する適正な広告物等の表示等に関する啓発活動、那覇市景観計画に即した広告物等に関する施策その他第1条の目的を達成するために必要な施策を行うものとする。

### ■ 市民及び事業者の責務（条例第5条）

市民及び事業者は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### ■ 広告主及び屋外広告物業を営む者の責務（条例第6条）

広告主及び屋外広告業を営む者は、前条に定めるところによるほか、広告物等の表示等を行うに当たっては、この条例の規定及び那覇市景観計画を遵守し、並びに良好な景観又は風致を維持し、及び公衆に対する危害を及ぼすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

---

## 4. 違反広告物に対する措置

違反広告物に対しては、次のような措置がとられることがありますのでご注意ください。

### （1）簡易除却

条例に違反しているはり紙、はり札類、広告旗及び立看板類は、屋外広告物法第7条第4項の規定により、市が自ら除却することがあります。

### （2）勧告、措置命令

広告物等が条例の規定や管理義務等に違反している時は、条例第8条第1項及び第25条第1項の規定により、広告物等の広告主、管理者又は施工者に対し、違反状態を解消するため除却その他必要な措置を講ずるよう勧告又は命ずることがあります。

### （3）立入検査等

条例第32条の規定により、条例の施行上必要な限度において、広告主や管理者から資料等の提出を求めたり、また、広告物のある敷地や建物の立入検査を行うことがあります。

(4) 氏名公表

条例第8条第2項及び第3項の規定により、勧告に従わない者に対して、弁明の機会を与えた上で氏名及び住所等の公表を行うことがあります。

(5) 略式代執行

除却を命じる時、市が過失なく広告物の設置者等を確認することができない時は、屋外広告物法第7条第2項の規定により、市自ら除却することがあります。

(6) 行政代執行

広告物の設置者等が除却命令に従わない時などは、市自ら除却を行い、屋外広告物法第8条第6項の規定により、その費用を設置者等に請求することがあります。

(7) 罰則規定

悪質な条例違反に対しては、条例第57条から第62条の規定により、罰金又は過料が科せられることがあります。

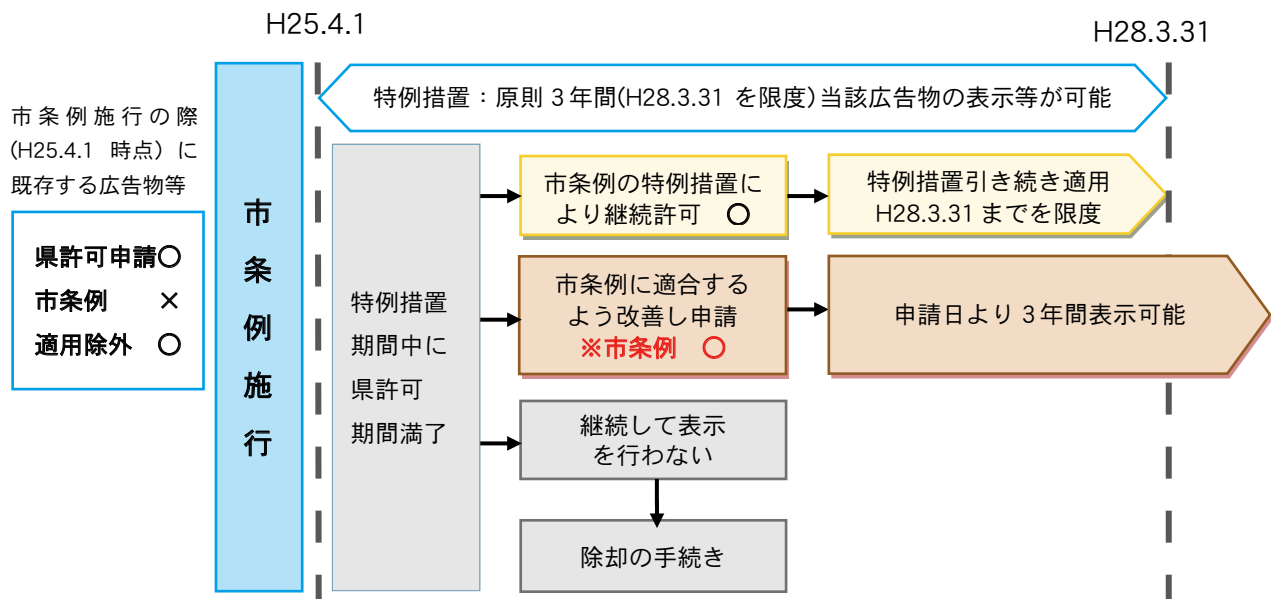
罰則規定の内容

登録関係 の違反	ア) 登録(更新)を受けずに営業したもの	50万以下の罰金
	イ) 不正な手段による登録(更新)を受けた者	
	ウ) 登録事項の変更の届出せず又は虚偽の届出をした者	30万以下の罰金
市長の 命令関係	ア) 市長の措置命令に従わなかった者	50万以下の罰金
	イ) 営業の停止又は一部停止の命令に従わなかった者	
許可等の 関係	ア) 禁止地域、禁止物件に表示等を行った者	30万以下の罰金
	イ) 許可(新規・継続)を受けずに表示等を行った者	
	ウ) 変更の許可を受けずに変更又は改造し表示等を行った者	
	エ) 除却が必要な広告物等の除却を行わなかった者	
	オ) 許可を受けた広告物等に許可証を貼付けなかった者	10万以下の罰金
営業所関係	ア) 業務主任者を選任し配置しなかった者	30万以下の罰金
	イ) 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	20万以下の罰金
	ウ) 公衆の見やすい場所に標識を掲げない者	
	エ) 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者	5万以下の過料
届出関係	ア) 除却に係る届出を怠った者	10万以下の罰金
	イ) 広告物等を管理する者又は管理する者を変更した際の届出を怠った者	
	ウ) 廃業の届出を怠った者	5万以下の過料
	エ) 県知事登録の特例を受けた業者が登録事項に変更があった場合、変更の届出を怠った者	

## 5. 経過措置制度

### 既存広告物等の特例等

この条例の施行の際、現に県条例の許可を受け適法に表示されている広告物等で、この条例・規則の規定・基準に適合しなくなるものについては、平成28年3月31日(3年間)まで表示等を行うことができます。



## 6. その他

本条例では、伝統的なまち並みが保全されている地区や観光地等特に良好な景観の形成を積極的に推進していく必要性の高い地区については、「景観保全型広告整備地区」として指定することができます。この他にも、地域の住民等が自主的なルールとして屋外広告物の表示の位置や形状、デザイン、色彩等を定め、「広告物協定地区」として認定をすることで公的な位置づけができる2つの制度を設けております。このような制度を活用し、市民との協働のもと地域の個性を活かした特色ある屋外広告物の創出に取り組んでまいります。

## (1) 景観保全型広告整備地区【条例第12条】

良好な景観を保全するため良好な広告物等の新設、改修等を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができます。

景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、当該地区について、広告物等の表示等に関する基本方針を定める必要があります。

### 基本方針で定める事項

①	広告物等の表示等に関する基本構想
②	広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

## (2) 広告物協定地区【条例第13条】

相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者は、一定の区域を定め当該区域の景観を形成するため、当該区域における広告物等に関する協定を締結した場合において、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができます。

### 協定で定める事項

①	広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）
②	広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する
③	広告物協定の有効期間
④	広告物協定に違反した場合の措置
⑤	前各号に掲げるもののほか、広告物協定の実施に関する事項

